

貸借対照表  
(平成25年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	[ 4,671,910 ]	流動負債	[ 6,329,906 ]
現金預金	31,810	支払手形	2,646,993
受取手形	105,567	買掛金	1,866,088
売掛金	4,039,820	短期借入金	1,726,574
仕掛り品・在庫	93,827	未払法人税等	8,098
短期貸付金	407,272	その他流動負債	82,151
その他流動資産	72,212	固定負債	[ 2,280 ]
貸倒引当金	△ 78,600	退職給付引当金	2,280
固定資産	[ 1,353,027 ]	負債合計	6,332,187
(有形固定資産)	( 1,329 )	純資産の部	
備品	1,329	株主資本	[ △ 307,248 ]
(無形固定資産)	( 3,899 )	(資本金)	( 180,000 )
(投資等)	( 1,347,799 )	(資本剰余金)	( 130,000 )
投資有価証券	1,345,986	資本準備金	130,000
長期前払費用	766	(利益剰余金)	( △ 617,248 )
その他投資等	1,047	その他利益剰余金	△ 617,248
		繰越利益剰余金	△ 617,248
資産合計	6,024,938	純資産合計	△ 307,248
		負債純資産合計	6,024,938

(注1) 当期純利益・・・14,384千円

(注2) 記載金額・・・千円未満切り捨て表示

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関係会社株式

移動平均法による原価法によっている。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっている。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(会計方針の変更)

法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上している。

無形固定資産

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

## (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金

平成12年度より現退職引当金制度である中小企業退職金共済制度に加入し、平成12年3月末時点の過去勤務債務を100%計上済である。

## (4) 収益及び費用の計上基準

検収基準によっている。

## (5) その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発

普通株式 2,899株